

川南幼稚園園則

第1章 総 則

- 第1条 この幼稚園は、学校教育法第22条および第23条に従って、幼児を保育し、
適当な環境を与えて、その心身の発育を助長することを目的とする。
- 第2条 この幼稚園は、川南幼稚園という。
- 第3条 この幼稚園の位置を、宮崎県児湯郡川南町大字平田1,428番地103に置く。
- 第4条 この幼稚園に入園できる者は、満3歳児から学齢期末満の幼児とする。
- 第5条 この幼稚園の収容定員を60人とする。
利用定員は、以下のとおりとする。
・1号認定 20人
・2号認定 40人

第2章 保育年限、保育期及び休業日

- 第6条 この幼稚園の保育年限を1年ないし3年とする。
- 第7条 1年を、次の3保育期に分ける。
第1保育期 4月1日から8月31日まで
第2保育期 9月1日から12月31日まで
第3保育期 1月1日から3月31日まで
- 第8条 本園の休園日は次のとおりとする。
1 土曜日 日曜日
2 国民の祝日、地方祭
3 夏休み 7月21日から8月31日まで
4 冬休み 12月24日から1月7日まで
5 春休み 3月21日から4月5日まで
6 園長が必要と認めた日
- 第9条 始業及び就業の時刻は、次のとおりとする。
午前9時より午後3時まで。但し、季節により多少変更することあり。
2 保護者の就労を支援するため、また育児の負担を軽減して健全な家庭生活を営むことを支援するため、預かり保育を実施する。実施時間は平日は午後3時から午後6時まで、土曜日は午前8時から正午までとし、日曜日、祝祭日には実施しない。
3 預かり保育は長期休業中、園行事の代休日も実施する。その場合の実施時間は、平日は午前8時から午後6時まで、土曜日は午前8時から正午までとする

第3章 教育課程、保育時間、教職員組織

- 第10条 保育内容は、健康、人間関係、環境、言葉、表現等である。
- 第11条 1日の保育時間は、4時間ないし5時間とし、第10条に従い保育する。
- 第12条 この幼稚園に次の教職員を置く。
- 1 園長 1名
 - 2 副園長 1名
 - 3 主幹教諭 1名
 - 4 教諭 4名
 - 5 助教諭 1名

第4章 入園 退園 休園 修了 褒賞

- 第13条 入園については、園長の許可を要する。
- 第14条 入園しようとする者は、申込書に選抜料を添えて提出するものとする。
- 第15条 入園にあたり、身体検査を行う。
- 第16条 園児が、法定伝染病その他の事情にて、他の園児の保育の妨げがあると認めるときは、出席を遠慮せしむ。
- 第17条 休園及び退園しようとするものは、その理由を付して、保護者から園長に届け出るものとする。
- 第18条 この幼稚園の所定の保育課程を修了したのものには、修了証書を授与す。
- 第19条 心身の発達著しく、他の模範となるものには、これを表彰することがある。

第5章 保育料

- 第20条 保育料は、在籍園児が居住する自治体によって決定される。但し、本園独自の上乗せ徴収を行うことができる。在籍者は、出欠の有無に係わらず、毎月5日までに、その月分を納入しなければならない。
- 第21条 入園料は1人につき27,000円とし、入園の際納入しなければならない。
- 第22条 既納の保育料、入園料は返還しない。
- 第23条 特別の事情の者は、保育料について相談に応ずる。

付 則

- 第1条 この園則は、平成13年4月1日より実施する。
- 第2条 この園則は、平成15年4月1日より実施する。
- 第3条 この園則は、平成20年4月1日より実施する。
- 第4条 この園則は、平成22年4月1日より実施する。
- 第5条 この園則は、平成25年4月1日より実施する。
- 第6条 この園則は、平成27年4月1日より実施する。
- 第7条 この園則は、平成28年4月1日より施行する。

- 第8条 この園則は、令和3年4月1日より施行する。
- 第9条 この園則は、令和5年4月1日より施行する。
- 第10条 この園則に関する必要な事柄（園則実施に必要な細則その他）は、設置者と協議検討のうえ決定する。
- 第11条 保育の充実を図るため、後援会『父母と教師の会』を設け、この会を随時開き知識の向上を図る。